

国立大学法人新潟大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の本給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案して、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成24年4月1日から以下のとおり改正を行った。
(給与制度の見直しに伴う一部改正)

- ・本給月額について、0.5%の引き下げ改定。
さらに、平成26年3月31日まで、本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- ・平成26年3月31日まで、次に掲げる手当の支給に当たっては、手当の額から次に定める額に相当する額を減ずる。
＜地域手当＞本給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
＜広域異動手当＞本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
＜期末特別手当＞期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

平成25年1月1日から以下のとおり改正を行った。
(退職手当の支給水準の引き下げ)

- ・退職手当の額は、規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。ただし、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」を、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」を乗じて得た額とする。

理事

平成24年4月1日から以下のとおり改正を行った。
(給与制度の見直しに伴う一部改正)

- ・本給月額について、0.5%の引き下げ改定。
さらに、平成26年3月31日まで、本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- ・平成26年3月31日まで、次に掲げる手当の支給に当たっては、手当の額から次に定める額に相当する額を減ずる。
＜地域手当＞本給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
＜広域異動手当＞本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
＜期末特別手当＞期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

平成25年1月1日から以下のとおり改正を行った。
(退職手当の支給水準の引き下げ)

- ・退職手当の額は、規定により計算した額に100分の87を乗じ

て得た額とする。ただし、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」を、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」を乗じて得た額とする。

理事(非常勤)

改定なし

監事

平成24年4月1日から以下のとおり改正を行った。
(給与制度の見直しに伴う一部改正)

- ・本給月額について、0.5%の引き下げ改定。
さらに、平成26年3月31日まで、本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- ・平成26年3月31日まで、次に掲げる手当の支給に当たっては、手当の額から次に定める額に相当する額を減ずる。
 - <地域手当>本給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - <広域異動手当>本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - <期末特別手当>期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

平成25年1月1日から以下のとおり改正を行った。
(退職手当の支給水準の引き下げ)

- ・退職手当の額は、規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。ただし、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」を、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」を乗じて得た額とする。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,552	千円 12,202	千円 4,349	千円 0			
A理事	千円 12,214	千円 8,986	千円 3,203	千円 24 (通勤手当)			
B理事	千円 12,303	千円 8,986	千円 3,203	千円 113 (通勤手当)			
C理事	千円 12,190	千円 8,986	千円 3,203	千円 0		3月31日	

D理事	千円 11,040	千円 7,698	千円 2,880	千円 461 (広域異動手当)	4月1日	◇
E理事	千円 12,239	千円 8,986	千円 3,203	千円 49 (通勤手当)		
F理事 (非常勤)	千円 3,600	千円 3,600	千円 0	千円 0		
A監事	千円 7,248	千円 6,073	千円 1,153	千円 21 (通勤手当)	4月1日	
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0		

注1:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在籍する者)であることを示す。

注2: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注3:「広域異動手当」とは、就任前の法人等と本法人の距離及び就任直前の住居と本法人の距離が60km以上ある場合に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

第二期中期計画期間中において、事業・業務・人員配置の見直しを行い、事業・業務の効率化や外注化等により人件費の抑制を図る。また、年度ごとに人件費の積算を行い、決定された予算の範囲内で運用を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金を踏まえ、国家公務員の給与水準等を考慮し、決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学職員の給与(昇格, 昇給及び勤勉手当)は、適正な評価を総合的に勘案し、決定することとしている。

[能率, 勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇格	勤務成績が優秀な職員については、その者の従事する職務に応じた1級上位の級に昇格させることができる。
昇給	職員が、現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給(昇給特定職員については3号給)を標準として8号給までの範囲内で上位の号給に昇給させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

平成24年6月1日から以下のとおり改正を行った。

(給与制度の見直しに伴う一部改正)

・本給月額について、平均0.23%の引き下げ改定。

さらに、平成26年3月31日まで、本給表及び職務の級の区分に応じ、それぞれ定める以下の割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。(医歯学総合病院に勤務する医療技術職員及び看護職員を除く。)

一般職本給表(一)	2級以下	100分の1.77
	3級から6級まで	100分の4.77
	7級以上	100分の6.77
一般職本給表(二)	3級以下	100分の1.77
	4級以上	100分の4.77
教育職本給表(一)	2級以下	100分の1.77
	3級及び4級	100分の4.77
	5級	100分の6.77
教育職本給表(二)	2級以下	100分の1.77
	3級以上	100分の4.77
教育職本給表(三)	2級以下 特2級以上	100分の1.77 100分の4.77
医療技術職本給表	2級以下	100分の1.77
	3級から7級まで	100分の4.77
	8級	100分の6.77
看護職本給表	2級以下	100分の1.77
	3級から6級まで	100分の4.77
	7級	100分の6.77

- ・平成26年3月31日まで、次に掲げる手当の支給に当たっては、手当の額から次に定める額に相当する額を減ずる。(医歯学総合病院に勤務する医療技術職員及び看護職員を除く。)
- ＜管理職手当＞管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- ＜地域手当＞本給月額に対する地域手当の月額に支給減額率を乗じて得た額及び管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- ＜広域異動手当＞本給月額に対する広域異動手当の月額に支給減額率を乗じて得た額及び管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- ＜特地勤務手当＞本給月額に対する特地勤務手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
- ＜特地勤務手当に準ずる手当＞本給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
- ＜教職調整額＞本給月額に対する教職調整額の月額に支給減額率を乗じて得た額
- ＜期末手当＞期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- ＜勤勉手当＞勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

平成24年7月1日から以下のとおり改正を行った。

(諸手当の整備等に伴う一部改正)

- ・オンコール手当の支給対象職種を拡大し、医療系技術職員を加えた。
 - 医療系技術職員 1,000円
- ・DMAT派遣手当を新設。
 - 大学教育職員 17,000円
 - 上記以外の職員 10,000円
- ・医療救護班派遣手当を新設。
 - 大学教育職員 9,000円
 - 上記以外の職員 6,000円
- ・ドクターヘリ搭乗手当を新設。
 - 大学教育職員 5,000円
 - 看護職員 3,000円

平成25年1月1日から以下のとおり改正を行った。

(退職手当の支給水準の引き下げ)

- ・退職手当の額は、規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。ただし、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」を、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」を乗じて得た額とする。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	2218	42.8	6,072	4,608	53	1,464
事務・技術	446	41.8	4,979	3,835	82	1,144
教育職種 (大学教員)	983	48.7	7,637	5,758	43	1,879
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	580	34.9	4,492	3,411	40	1,081
技能・労務職種	4	50.8	4,490	3,449	32	1,041
教育職種 (附属特別支援学校教員)	23	38.1	6,480	5,055	64	1,425
教育職種 (附属義務教育学校教員)	62	39.8	6,481	5,074	79	1,407
医療職種 (病院医療技術職員)	116	37.7	4,698	3,553	70	1,145
その他の医療職種 (医療技術職員)	1					
その他の医療職種 (看護師)	3					

注:1 常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員及び年俸制適用者を除く。

注:2 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注:3 「技能・労務職種」とは、調理師、看護助手及び用務員等をいう。

注:4 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注:5 その他の医療職種(医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、その人数以外及びその他の医療職種(看護師)についても人数以外を記載していない。

再任用職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
			千円	千円	千円	千円
再任用職員	12	63.1	3,065	2,619	66	446
事務・技術	11					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					

注: 技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、その人数以外及び事務・技術についても人数以外を記載していない。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	55	39.0	3,733	2,835	80	898
事務・技術	19	44.5	3,102	2,349	78	753
教育職種 (大学教員)	9	38.6	5,329	4,048	47	1,281
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	4	56.5	4,123	3,108	127	1,015
医療職種 (病院医療技術職員)	23	31.5	3,561	2,713	87	848

〔年俸制適用者〕

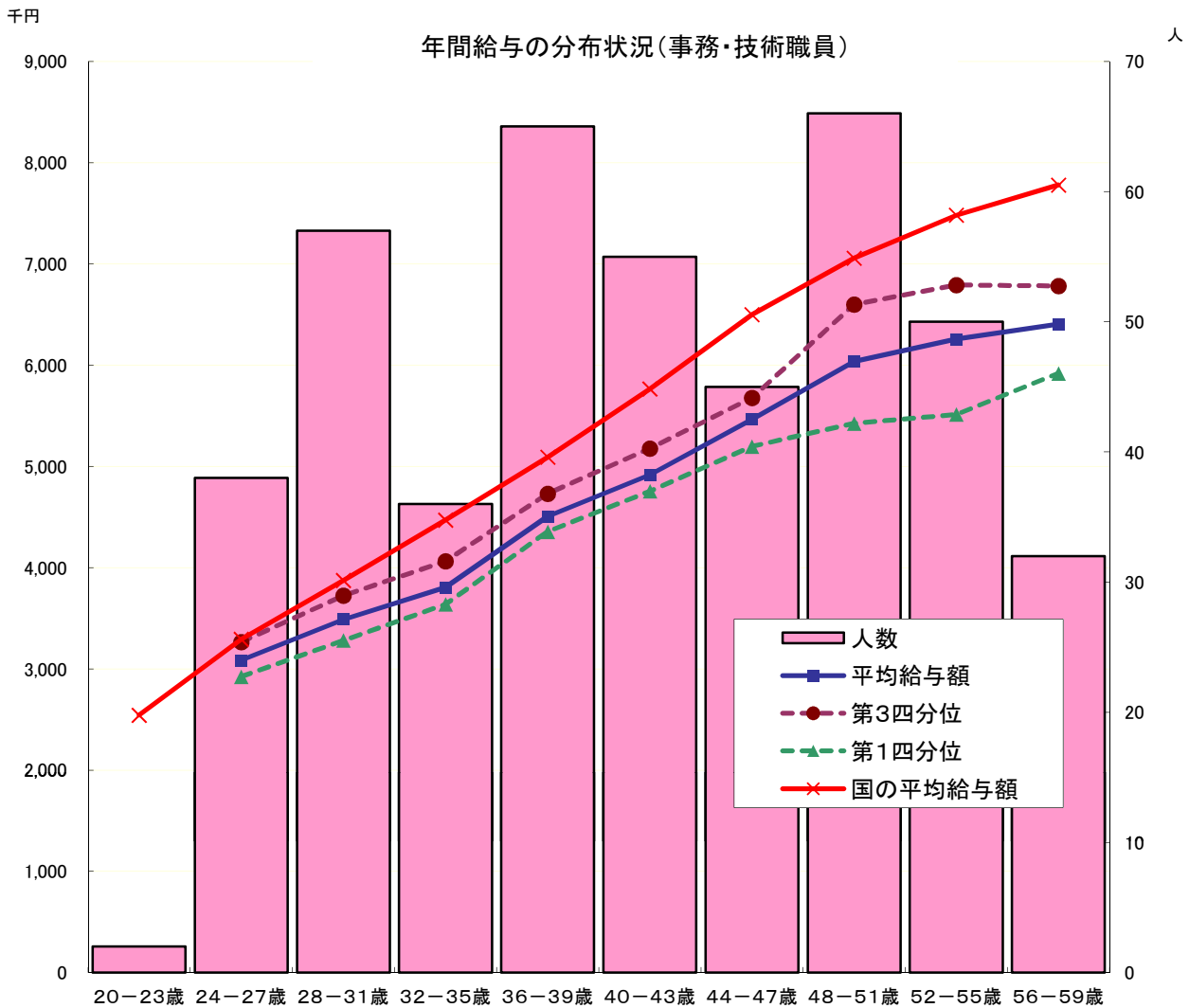
	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	85	41.5	5,605	5,605	48	0
事務・技術	7	49.1	4,101	4,101	107	0
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
特任教員等	78	40.8	5,740	5,740	43	0

注:1 非常勤職員(年俸制)については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:2 「特任教員等」とは、本学がその配置を認めるプロジェクト(寄附講座及び寄附部門を含む。)において教育、研究又は診療に専属的に従事する特任教員、並びに高度の専門的知識、経験又は識見を必要と認める業務に専属的に従事する特任専門員及び特任専門職員をいう。

注:3 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]

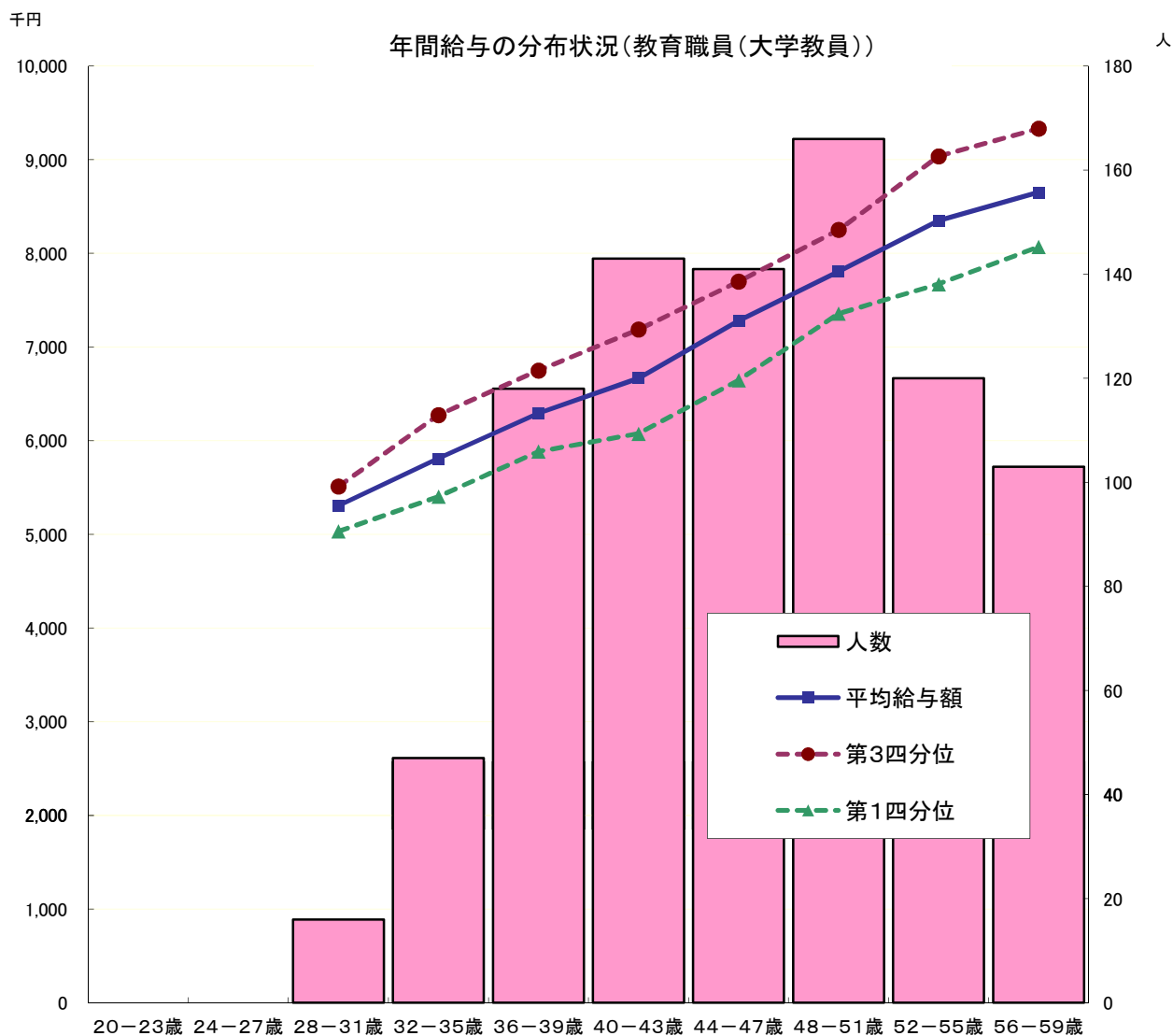


注: 年齢20～23歳の該当者は2人であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与については表示していない。

注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	8	55.0	7,565	8,417	8,941		
課長	28	52.5	6,791	7,122	7,224		
副課長	44	51.7	6,189	6,369	6,599		
係長	162	46.2	4,874	5,248	5,607		
主任	71	40.8	4,153	4,637	5,176		
係員	133	30.8	3,189	3,439	3,727		



(教育職員(大学教員))

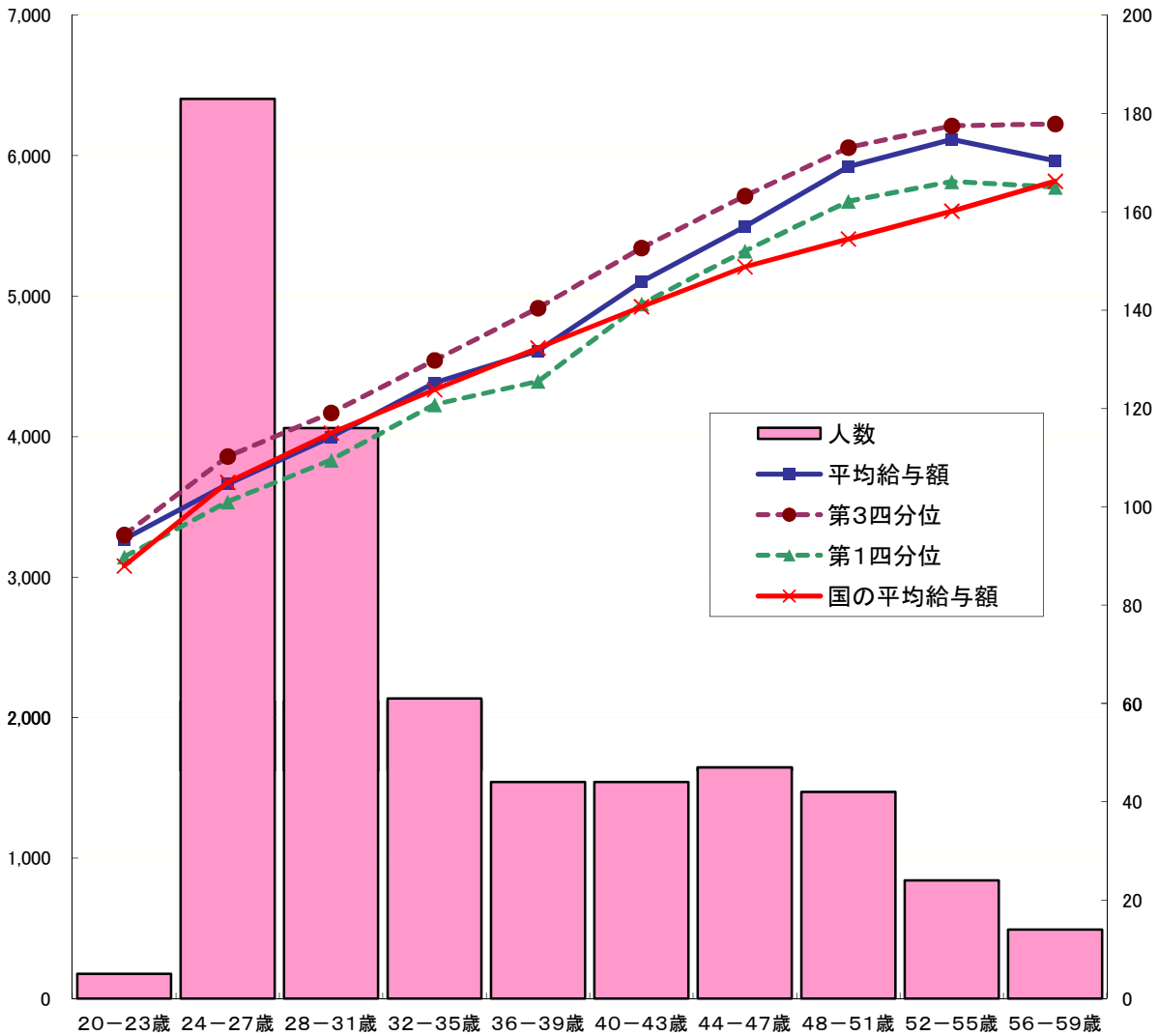
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
教授	331	56.5	8,582	9,474
准教授	352	46.4	6,935	7,796
講師	67	46.6	6,603	7,502
助教	225	41.4	5,709	6,335
助手	7	45.6	5,528	5,931
教務職員	1	—	—	—

注: 教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

千円

年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))

人



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
看護部長	1	—	—	—
副看護部長	4	51.0	—	—
看護師長	31	50.6	5,941	6,243
副看護師長	72	46.3	5,369	5,826
看護師	471	31.9	3,669	4,471
准看護師	1	—	—	—

注:1 看護部長及び准看護師の該当者はそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注:2 副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般係員	主任 一般係員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	部長 課長
人員 (割合)	446 人 ()	55 人 (12.3%)	90 人 (20.2%)	202 人 (45.3%)	58 人 (13.0%)	28 人 (6.3%)	9 人 (2.0%)
年齢(最高 ～最低)		44～21 歳	54～25 歳	59～35 歳	59～47 歳	59～40 歳	59～45 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,692～1,726 千円	3,880～2,409 千円	4,610～3,029 千円	5,246～4,085 千円	6,187～4,948 千円	6,748～5,440 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,462～2,250 千円	4,962～3,140 千円	6,027～4,019 千円	6,808～5,424 千円	7,829～6,443 千円	8,737～7,025 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	4 人 (0.9%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		57～51 歳			
所定内給 与年額(最高 ～最低)		7,964～6,354 千円			
年間給与 額(最高～ 最低)		10,501～8,503 千円			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	983 人 ()	1 人 (0.1%)	232 人 (23.6%)	69 人 (7.0%)	350 人 (35.6%)	331 人 (33.7%)
年齢(最高 ～最低)			64～29 歳	63～29 歳	64～32 歳	64～40 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)			5,712～3,657 千円	6,348～3,952 千円	7,390～3,749 千円	8,780～5,392 千円
年間給与 額(最高～ 最低)			7,202～4,790 千円	8,254～5,180 千円	9,459～5,003 千円	12,014～7,174 千円

注：1級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、標準的な職位及び人員(割合)以外の欄については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	助産師 看護師	看護師長 副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	580 人	1 人 (0.2%)	471 人 (81.2%)	72 人 (12.4%)	31 人 (5.3%)	4 人 (0.7%)	1 人 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)			59～23 歳	57～33 歳	57～44 歳	52～49 歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)			4,722～2,371 千円	4,768～3,200 千円	4,922～4,143 千円	5,403～4,415 千円	
年間給与 額(最高～ 最低)			6,299～3,144 千円	6,339～4,293 千円	6,564～5,590 千円	7,141～6,049 千円	

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)		0 人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		
所定内給 与年額(最高 ～最低)		
年間給与 額(最高～ 最低)		

注: 1級及び6級の該当者はそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、標準的な職位及び人員(割合)以外の欄については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(教育職員(事務・技術職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.2	% 65.8	% 64.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.8	% 34.2	% 35.5
	最高～最低	(46.1～32.7)	(44.8～30.2)	(44.6～31.4)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.6	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.4	% 34.5
	最高～最低	(38.8～32.8)	(39.3～30.3)	(37.9～31.5)

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.3	% 62.9	% 61.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.7	% 37.1	% 38.4
	最高～最低	(50.0～34.3)	(46.6～31.8)	(48.2～33.0)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.8	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.2	% 34.4
	最高～最低	(46.1～33.0)	(42.7～29.6)	(44.3～32.1)

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.7	% 62.5	% 61.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.3	% 37.5	% 38.4
	最高～最低	(50.0～35.5)	(42.7～35.4)	(46.3～35.5)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.4	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 33.6	% 34.8
	最高～最低	(38.8～33.3)	(36.0～30.6)	(37.3～32.0)

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

85.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

94.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

92.4

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

102.2

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

96.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 85.9
	参考 地域勘案 94.0 学歴勘案 86.9 地域・学歴勘案 94.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.0% (国からの財政支出額 23,072,417千円, 支出予算の総額 59,105,683千円:平成24年度予算) 【検証結果】対国家公務員(行政職(一))指数については100以下となっており、国からの財政支出額が100億円以上であるが累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行っていきたい。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 102.2	
	参考	地域勘案 104.5
		学歴勘案 102.5
	地域・学歴勘案 104.7	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>医歯学総合病院に勤務する看護職員については、臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた措置を行っていないため。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考えます。</p>	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.0% (国からの財政支出額 23,072,417千円, 支出予算の総額 59,105,683千円:平成24年度予算)</p> <p>【検証結果】対国家公務員(医療職(三))指数については100を若干上回っているが、累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。</p>	
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行っていきたい。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与, 報酬等支給総額 (A)	15,532,418	16,018,316	△ 485,898 (△ 3.0)	△ 356,807 (△ 2.3)
退職手当支給額 (B)	1,992,014	1,603,936	388,078 (24.2)	177,294 (9.8)
非常勤役職員等給与 (C)	5,494,568	5,355,976	138,592 (2.6)	289,113 (5.6)
福利厚生費 (D)	2,696,618	2,711,257	△ 14,639 (△ 0.5)	145,914 (5.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	25,715,618	25,689,485	26,133 (0.1)	255,514 (1.0)

総人件費について参考となる事項

1 比較増△減額について

- ① 給与, 報酬等支給総額(A)の増△減額の要因(対平成23年度比 △485,898千円)
 - ・支給人数の減
 - ・給与減額支給措置による削減額(予算ベース)
 - 役員(△8,226千円)
 - 教職員(△660,445千円)
- ② 退職手当支給額(B)の増△減額の要因(対平成23年度比 388,078千円)
 - ・支給人数の増
 - ・退職手当の支給水準引下げ措置による削減額
 - 教職員(△50,924千円)
- ③ 非常勤役職員等給与(C)の増△減額の要因(対平成23年度比 138,592千円)
 - ・看護職員の増 ・特任教員の増
- ④ 福利厚生費(D)の増△減額の要因(対平成23年度比 △14,639千円)
 - ・給与, 報酬等支給額の減に伴う減

2 その他

本表と財務諸表における附属明細書((17)役員及び教職員の給与の明細)について

「非常勤役職員等給与」においては, 受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため, 財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

退職手当規程において定められている「調整率」を、国家公務員の支給水準の引下げに準じて、次のとおり段階的に引き下げる。

期 間	調整率
平成25年1月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100

ただし、特定有期雇用看護職員等(「特定有期雇用看護職員等就業規則を適用する助産師、看護師、准看護師及び看護助手」をいう。)及び非常勤職員(非常勤職員のうち退職手当が支給される契約職員に限る)については、支給する退職手当の財源が特殊要因運営費交付金によらないため、上記支給水準の引き下げを適用しないこととする。